

会津若松市入札等に関する有識者会議（令和８年度第１回）

日時：令和８年７月２９日（水）１３時３０分～

場所：会津若松市役所本庁舎 ６－２会議室

次 第

１ 開 会

２ 出席者紹介

３ 座長・副座長の選出

４ 議事

（１）入札及び契約手続の運用状況について

ア 市発注工事の入札結果について（令和７年度）

イ 入札方式別発注工事一覧について（令和７年９月～令和８年３月分）

ウ 入札参加停止の運用状況について（令和７年９月～令和８年３月分）

（２）抽出案件について

No.1 老朽管更新事業 東栄町配水管布設替工事

No.2 緑町団地給水設備改修工事

No.3 防災行政無線等設置工事

５ その他

６ 閉 会

令和8年度 会津若松市入札等に関する有識者会議名簿

番号	氏名	職業等	備考
1	いしづか たけし 石 塚 健	東日本建設業保証株式会社 福島支店長	
2	こいけ たつや 小 池 達 哉	福島県弁護士会会津若松支部 弁護士	
3	こだま ひろあき 児 玉 博 昭	学校法人日本大学法学部 教授	
4	ほし さとし 星 智	東北税理士会会津若松支部 税理士	
5	みつはし あきのぶ 三 橋 明 伸	会津若松商工会議所 専務理事	

(五十音順・敬称略)

対 内 文 (契)
令和7年9月25日

所属長様

契約検査課長

地方自治法施行令の一部改正による、少額随意契約額の引き上げ等について

1 改正の概要

地方自治法施行令では、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が同令に定める額（以下「基準額」という。）の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えないときは、随意契約（見積合わせによる契約）を締結することが可能とされております。

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点から、令和7年4月1日付けにて地方自治法施行令が一部改正され、随意契約の基準額が次の通り引き上げられました。

■地方自治法施行令に定める随意契約基準額（指定都市を除く市町村）の改正内容

契約の種類	改正前	改正後
1 工事又は製造の請負	130 万円	200 万円
2 財産の買入れ	80 万円	150 万円
3 物件の借入れ	40 万円	80 万円
4 財産の売払い	30 万円	50 万円
5 物件の貸付け	30 万円	30 万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円	100 万円

このため、本市においても地方自治法施行令の改正に準じて財務規則ほか関係要綱・要領等を改正し、令和7年10月1日以降に発注を行う契約について、発注方式を次ページ以降のように改めることといたします。

2 契約の種類ごとの発注方式の改正内容

(1) 工事請負に関するもの

予定価格（税込）		入札方式	入札・契約事務 所管課
改正前	改正後		
10 万円未満	10 万円未満	随意契約（一者随意契約）	工事担当課
10 万円以上 <u>130 万円以下</u>	10 万円以上 <u>200 万円以下</u>	随意契約（見積合わせ）	
<u>130 万円超</u>	<u>200 万円超</u>	制限付一般競争入札	契約検査課
50 万円未満であつて、小額工事に該当するもの	50 万円未満であつて、小額工事に該当するもの	随意契約（一者随意契約）	工事担当課 （ただし、「より 軽易な工事」に該当する場合は予算 課で実施）

■最低制限価格の適用区分

（改正前） 予定価格 130 万円超の制限付一般競争入札の案件について適用

（改正後） 予定価格 200 万円超の制限付一般競争入札の案件について適用

(2) 工事関係委託（測量・設計業務等）に関するもの

予定価格（税込）		入札方式	入札・契約事務 所管課
改正前	改正後		
10 万円未満	10 万円未満	随意契約（一者随意契約）	業務担当課
10 万円以上 <u>50 万円以下</u>	10 万円以上 <u>100 万円以下</u>	随意契約（見積合わせ）	
<u>50 万円超</u>	<u>100 万円超</u>	制限付一般競争入札	契約検査課

■最低制限価格の適用区分

（改正前） 予定価格 50 万円超の制限付一般競争入札の案件について適用

（改正後） 予定価格 100 万円超の制限付一般競争入札の案件について適用

(3) 財産の買入（物品購入等）に関するもの

予定価格（税込）		入札方式	入札・契約事務 所管課
改正前	改正後		
10 万円未満	10 万円未満	随意契約（一者随意契約）	担当課
10 万円以上 <u>80 万円以下</u>	10 万円以上 <u>150 万円以下</u>	随意契約（見積合わせ）	契約検査課 （教育総務課）
<u>80 万円超</u> 1 千万円未満	<u>150 万円超</u> 1 千万円未満	指名競争入札	
1 千万円以上	1 千万円以上	制限付一般競争入札	契約検査課

(4) 印刷業務に関するもの

予定価格（税込）		入札方式	入札・契約事務 所管課
改正前	改正後		
10 万円未満	10 万円未満	随意契約（一者随意契約）	担当課
10 万円以上 <u>50 万円以下</u>	10 万円以上 <u>100 万円以下</u>	随意契約（見積合わせ）	契約検査課 （教育総務課）
<u>50 万円超</u>	<u>100 万円超</u>	制限付一般競争入札	契約検査課

■最低制限価格の適用区分

（改正前） 予定価格 50 万円超の制限付一般競争入札の案件について適用

（改正後） 予定価格 100 万円超の制限付一般競争入札の案件について適用

(5) 修繕（小規模修繕又は物品等の修繕）に関するもの

予定価格（税込）		入札方式	入札・契約事務 所管課
改正前	改正後		
20 万円未満	20 万円未満	随意契約（一者随意契約）	担当課
20 万円以上 <u>50 万円以下</u>	20 万円以上 <u>100 万円以下</u>	随意契約（見積合わせ）	契約検査課 （教育総務課）
<u>50 万円超</u> 1 千万円未満	<u>100 万円超</u> 1 千万円未満	指名競争入札	
1 千万円以上	1 千万円以上	制限付一般競争入札	契約検査課

(6) 一般委託業務に関するもの

予定価格（税込）		入札方式	入札・契約事務 所管課
改正前	改正後		
10 万円未満	10 万円未満	随意契約（一者随意契約）	担当課
10 万円以上 <u>50 万円以下</u>	10 万円以上 <u>100 万円以下</u>	随意契約（見積合わせ）	
<u>50 万円超</u> 1 億円未満	<u>100 万円超</u> 1 億円未満	指名競争入札	
1 億円以上	1 億円以上	制限付一般競争入札	契約検査課

■最低制限価格の適用区分

（改正前） 予定価格 50 万円超の清掃及び警備業務（機械警備業務を除く。）その他市長が必要と認める人的業務に係る制限付一般競争入札の案件について適用

（改正後） 予定価格 100 万円超の清掃及び警備業務（機械警備業務を除く。）その他市長が必要と認める人的業務に係る制限付一般競争入札の案件について適用

(7) 物品の借入れに関するもの

予定価格（税込）		入札方式	入札・契約事務 所管課
改正前	改正後		
10 万円未満	10 万円未満	随意契約（一者随意契約）	担当課
10 万円以上 <u>40 万円以下</u>	10 万円以上 <u>80 万円以下</u>	随意契約（見積合わせ）	
<u>40 万円超</u> 1 億円未満	<u>80 万円超</u> 1 億円未満	指名競争入札	
1 億円以上	1 億円以上	制限付一般競争入札	契約検査課

(8) その他の契約

一般委託業務に準じて行う。

3 適用区分

今般の改正は、令和7年 10 月1日以降に執行何を起票する契約案件から適用することとします。

令和7年9月30日以前に執行何を起票するものは、改正前の基準に従って入札方式等を判断する必要がありますのでご注意ください。

4 主な留意点

① 各課において見積合わせを行う場合の指名業者数に関する事項

この度の少額随意契約基準額の改正により、見積合わせを適用する予定価格の額が引き上げられています。

引き上げ後の基準額によって見積合わせを行う場合は、市財務規則第 137 条第 1 項及び契約検査課作成の契約事務マニュアル（会津若松市物品購入等及び委託業務等発注基準を準用）に従い、適切に見積書を徴取してください。

■会津若松市物品購入等及び委託業務等発注基準(抜粋)

業者の選定数は、次の表によるものとする。ただし、特別の理由がある場合は、選定業者数を増減することができる。

区分	業務の予定価格	選定業者数
1	50 万円超 100 万円未満	4
2	100 万円以上 500 万円未満	5
3	500 万円以上 1,000 万円未満	6
4	1,000 万円以上 5,000 万円未満	8

5	5,000 万円以上	10
---	------------	----

② 工事の完了検査及び工事成績評定に関する事項

今般の随意契約額の改正に併せ、工事の完了検査及び工事成績評定の対象とする工事の請負金額の基準を次のとおり改正します。

(1) 工事の完了検査に関する事項

令和7年10月1日以降に契約（変更契約を含む。）を締結する工事であって、工事請負金額が200万円超の工事の検査について契約検査課職員が行うこととし、工事請負金額が200万円以下の工事の検査は工事主管課が行うこととします。

(2) 工事成績評定に関する事項

令和7年10月1日以降に契約（変更契約を含む。）を締結する工事であって、工事請負金額が200万円超の工事を成績評定の対象とします。

(3) 経過措置

令和7年9月30日以前に契約締結した工事であって、工事請負代金額が130万円超から200万円以下の工事についてはこれまでの検査と同様に契約検査課による検査を行い、工事成績評定の対象とすることとします。

（事務担当）総務部契約検査課 入札契約グループ・工事検査グループ
（内線1626・1629）